

第 30 回障がい者制度改革推進会議が 2 月 14 日（月曜日）13 時から中央合同庁舎第 4 号館で開催された。



今回の議事は、「障害者基本法の改正について」と「その他」であった。

園田政務官の挨拶に続いて、事務局から「障害者制度改革の推進のための第二次意見」等を踏まえた「障害者基本法改正について（案）」（資料 1）について説明が行われ、その後、審議が行われた。

「障害者基本法改正について（案）」については、事務局と各省庁が事務的に取りまとめた要綱案であり、一部検討段階のものも含まれている。構成は、総則、基本的施策及び推進体制の 3 部構成からなり、構成順に審議が進められた。

総則部分では、委員からは「前文」の記載がないが、前文の必要性に関する発言があったほか、「(3) 地域社会における共生等」では「可能な限り」の記述の必要性、「権利の保障」について記載すべきではないかなど「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の内容や平成 22 年 6 月 29 日閣議決定した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について」がどのように要綱案の中に反映されているかを問う質問が多数みられた。

基本的施策部分では、「精神障害者に係る地域移行」や「障害のある女性」など「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が反映されていない旨の発言、また、福祉サービスに独立した形で記述すべきなどの発言があった。

事務局からは、各論部分については、まだ検討段階の部分もありさらに検討を進めることとしている旨の発言があった。

推進体制部分では、障害者政策委員会の所掌事務の範囲、委員構成などに関する質問があった。

全体として活発な審議が行われ、当初の審議予定時間を大幅に超過することとなった。

「その他」として、「障害者制度改革の推進のための第二次意見 法律や制度をより良いものにするための第二次意見 わかりやすい版」（参考資料）の説明、さらに、各地で開催されている地域フォーラムの実施状況の報告や1月31日に開催された第2回差別禁止部会と総合福祉部会の検討状況の報告が行われた。

次回は、平成23年2月28日（月）に開催される予定である。